

議案第 6 号

朝来市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
朝来市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 29 日 提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づく第 9 期介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）における各種介護保険サービス等の給付費見込額に基づき、同法第 129 条による当該事業計画期間における介護保険料額を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市介護保険条例の一部を改正する条例

朝来市介護保険条例（平成17年朝来市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（保険料率）

第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（以下「保険料」という。）とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 32,760円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 45,720円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,680円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 64,800円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 72,000円

(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 86,400円

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 93,600円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 108,000円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 122,400円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 136,800円

(11) 令第39条第1項第11号に掲げる者 151,200円

(12) 令第39条第1項第12号に掲げる者 165,600円

(13) 令第39条第1項第13号に掲げる者 172,800円

(14) 令第39条第1項第14号に掲げる者 180,000円

2 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は、120万円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第7号イの市町村の定める額は、210万円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第8号イの市町村の定める額は、320万円とする。

5 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第9号イの市町村の定める額は、420万円とする。

6 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第10号イの市町村の定める額は、520万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第11号イの市町村の定める額は、620万円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第12号イの市町村の定める額は、720万円とする。

9 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第13号イの市町村の定める額は、820万円とする。

10 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和

6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず20,520円とする。

- 11 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,520円」とあるのは、「31,320円」と読み替えるものとする。

- 12 第10項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第10項中「20,520円」とあるのは、「49,320円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の朝来市介護保険条例の規定により課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 号資料

朝来市介護保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(保険料率) 第 4 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（以下「保険料」という。）とする。</u> (1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第 1 項第 1 号に掲げる者</u> 36,000 円 (2) <u>令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者</u> 50,400 円 (3) <u>令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者</u> 54,000 円 (4) <u>令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者</u> 64,800 円 (5) <u>令第39条第 1 項第 5 号に掲げる者</u> 72,000 円 (6) <u>令第39条第 1 項第 6 号に掲げる者</u> 86,400 円 (7) <u>令第39条第 1 項第 7 号に掲げる者</u> 93,600 円 (8) <u>令第39条第1項第 8 号に掲げる者</u> 108,000 円 (9) <u>令第39条第 1 項第 9 号に掲げる者</u> 122,400 円 (10) <u>令第39条第 1 項第10号に掲げる者</u> 126,000 円 2 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの令第39条第 1 項第 6 号イの市町村の定める額は、120万円とする。</u> 3 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの令第39条第 1 項第 7 号イの市町村の定める額は、210万円とする。</u>	(保険料率) 第 4 条 <u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（以下「保険料」という。）とする。</u> (1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第 1 項第 1 号に掲げる者</u> 32,760 円 (2) <u>令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者</u> 45,720 円 (3) <u>令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者</u> 49,680 円 (4) <u>令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者</u> 64,800 円 (5) <u>令第39条第 1 項第 5 号に掲げる者</u> 72,000 円 (6) <u>令第39条第 1 項第 6 号に掲げる者</u> 86,400 円 (7) <u>令第39条第 1 項第 7 号に掲げる者</u> 93,600 円 (8) <u>令第39条第1項第 8 号に掲げる者</u> 108,000 円 (9) <u>令第39条第 1 項第 9 号に掲げる者</u> 122,400 円 (10) <u>令第39条第 1 項第10号に掲げる者</u> 136,800 円 (11) <u>令第39条第 1 項第11号に掲げる者</u> 151,200 円 (12) <u>令第39条第 1 項第12号に掲げる者</u> 165,600 円 (13) <u>令第39条第 1 項第13号に掲げる者</u> 172,800 円 (14) <u>令第39条第 1 項第14号に掲げる者</u> 180,000 円 2 <u>令和 6 年度から令和 8 年度までの令第39条第 1 項第 6 号イの市町村の定める額は、120万円とする。</u> 3 <u>令和 6 年度から令和 8 年度までの令第39条第 1 項第 7 号イの市町村の定める額は、210万円とする。</u>

4 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの市町村の定める額は、320万円とする。</u>	4 <u>令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第8号イの市町村の定める額は、320万円とする。</u>
5 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの市町村の定める額は、420万円とする。</u>	5 <u>令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第9号イの市町村の定める額は、420万円とする。</u>
	6 <u>令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第10号イの市町村の定める額は、520万円とする。</u>
	7 <u>令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第11号イの市町村の定める額は、620万円とする。</u>
	8 <u>令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第12号イの市町村の定める額は、720万円とする。</u>
	9 <u>令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第13号イの市町村の定める額は、820万円とする。</u>
6 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず21,600円とする。</u>	10 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず20,520円とする。</u>
7 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「32,400円」と読み替えるものとする。</u>	11 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,520円」とあるのは、「31,320円」と読み替えるものとする。</u>
8 <u>第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。</u>	12 <u>第10項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第10項中「20,520円」とあるのは、「49,320円」と読み替えるものとする。</u>